

「海外貨物検査株式会社認証業務受託規約」

海外貨物検査株式会社（以下「OMIC」という。）は、有機認証業務の申請を受理するにあたり、申請者が、認証を申請し、取得・維持していく上で申請者がOMICに対して有する権利と申請者が遵守すべき義務（OMICが認証業務を実施するために有する権利を含む）を以下のとおり定める。

1 申請者がOMICに対して有する権利

- ① 認証業務に係る規程を閲覧することができる。
- ② 認証の判断基準について、確認を求めることができる。
- ③ 認証を受けた内容の適合性に影響を与える可能性がある基準、規則及び/または要求事項の変更に関する情報提供を受けることができる。
- ④ 指名した審査員と申請者との間に利害の衝突がないことを確認することができる。
- ⑤ 認証審査・確認調査の報告書の提出を要求できる。
- ⑥ 判定結果に対して、異議申立てできる。
- ⑦ 認証を取得し、認証を維持継続している間、認証を受けた手順に従って製造し、モニタリングにより認証基準への適合を確認した農林物資に認証ロゴを貼付することができる。
- ⑧ 「OMIC」が「認証業務契約」に違反したことにより蒙った損害を請求することができる。
- ⑨ 認証ロゴを貼付して出荷する製品の取引先から「Transaction Certificate」の提出を求められた場合には、その対価を支払うことにより、OMICに発行を依頼することができる。

2 申請者が遵守すべき義務（OMICが認証業務を実施するために有する権利を含む。）

- ① 申請者は、認証を維持するだけでなく、OMICから連絡を受けたときの適切な変更の実施も含め、常に認証要求事項を満たす。
- ② 認証した製品はロット毎にモニタリングを行い、基準を満たしていることを確実にする。
- ③ 申請者が次の事項に必要な全ての手配を行う。
 - 評価及び確認調査の実施。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及び申請者の下請負業者へのアクセスを含む。
 - 苦情の調査
 - 該当する場合、オブザーバの参加
- ④ 申請者は、認証範囲と整合した認証に関する表明を、認証申請書及び/または他の方法により行う。
- ⑤ 申請者は、OMICの評価を損なうような製品認証の使い方をせず、また、OMICと接触を保つことにより誤解を招くまたは認証範囲を逸脱するとOMICが考えるような製品認証に関する表明を行わない。
- ⑥ 認証の一時停止、取り消しまたは終了の場合、申請者が、製品認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し、OMICの指示に沿いながら、認証スキームの要求に従った処

[テキストを入力]

置を取る。

- ⑦ 認証文書の写しを申請者が他者に提供する場合、「COPY」を明記し、認証文書の全てを複製する。
- ⑧ 申請者が、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で製品認証について言及する場合、認証スキームを基にした OMIC の要求事項に従う。
- ⑨ 認証スキームで規定された場合、申請者が、適合ロゴの使用及び製品に関する情報についての全ての OMIC の要求事項に従う。
- ⑩ 申請者が知り得た認証要求事項への適合性に関する全ての苦情の記録を残し、これらの記録を次の事項により OMIC が利用できるようにする。
 - 上記の苦情、及び認証要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置を取る。
 - 苦情及びとった処置の要約を文書化する。
 - OMIC へ報告する。
- ⑪ 申請者は、認証要求事項に適合する能力に影響を与える可能性のある次の変更について、遅滞なく認証機関に通知する。
 - 法律上、商業上、組織上の地位または所有権の変更
 - 組織及び経営層（例えば、主要な管理層、意思決定または専門業務に携わる要員）の変更
 - 製品または生産方法に対する変更
 - 連絡先及び生産する事業所の変更
 - 品質マネジメントシステムの重大な変更
- ⑫ 申請者は、四半期ごとに有機モニタリング実績を OMIC へ報告する。
- ⑬ 申請者は、合意した認証業務の料金を遅滞なく支払う。
- ⑭ OMIC は、上記の認証要求事項への不適合が実証された場合、認証の取り消し、終了または認証ロゴを付した製品のモニタリング及び出荷の一時停止を要求する権利を有する。
- ⑮ OMIC は、申請者が OMIC の要求を尊重しない場合、認証の中止を課する。
- ⑯ OMIC は認証スキームの要求事項に従い、認証の詳細を公表する。その場合、OMIC は OMIC が公表しようとする情報について申請者に事前に通知する。

[テキストを入力]